



公告第3号

農業振興地域整備計画を変更する旨の公告

佐久穂農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

なお、第11条第2項の規定により町民は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和4年3月10日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和4年2月9日

佐久穂町長 佐々木 勝



1、農用地利用計画案の縦覧期間

自、令和4年2月9日

至、令和4年3月10日

2、農用地利用計画案の縦覧場所

佐久穂町役場産業振興課 佐久穂町大字高野町569番地